

『日本国憲法の問題点』

小室直樹 集英社インターナショナル 2002 年 1400 円＋税

しっかりしろ！日本人……ということなのかな？

坂田三允 (群馬県立精神医療センター看護部長)

小室直樹、不思議な人だ。ついこの間『数学嫌いな人のための数学原論』という本が出版されたと思ったら、まもなく『日本人のためのイスラム原論』などという本が出て、その他にも、書店に行けばさまざまな分野の「小室本」が並んでいる。天才、大学者と呼ぶ人もいれば、大雑把、誤解を招く文章という人もいてインターネット上での評価はさまざまである。それにしても、この守備範囲の広さは何？と思っていたのだが、本書の著者紹介を見てある程度納得した。

京都大学理学部数学科、大阪大学大学院経済学研究科を経て、フルブライト留学生としてアメリカに渡る。ミシガン大学大学院で計量経済学、ハーバード大学大学院で心理学と社会学、マサチューセッツ工科大学大学院で理論経済学を学ぶ。帰国後、東京大学大学院法学政治学研究科博士課程を修了。東京大学法学博士。そして1980年に発表した『ソビエト帝国の崩壊』において、ソ連崩壊を10年以上も前に的確に予言したことで有名なのだという。もう私はひれ伏すしかないのだが、でも、やっぱりどうしてここまで広がっていけるのだろうか、何をどうしたのだろうかという思いはかすかに残っている。

それはともかく、今回取り上げるのは「日本国憲法」である。本書で語られるのは、日本国憲法には何が述べられているのか、そしてそれが示すものは何なのか、さらにその成立過程と不備な点、憲法の精神が生かされていないのはなぜなのか、など書名の示す通りである。

しかし、著者が最も強調したいのはそのような細かな内容にかかわることではない。まえが

きの最初に述べられているように、「日本国憲法の問題点といえば、憲法違反が公然となされていて、これに誰も気付かず、論じられてもいない」ことなのである。そういわれれば、確かにそうかもしれない。著者に憲法の急所とする第13条を多くの読者は知らないといわれると、ちょっと待ってといいたくはなるが、それではどれだけ憲法をわかっているのかと問われれば、はなはだ心許ない。

たとえば、「憲法の主たる目的は国家権力への命令にある」といわれると驚いてしまう。バカな私は、憲法というのは国民が守らなければならない最も基本的なことが述べられているのだと思い込んでいたからだ。また、「憲法第九条と十三条が衝突した場合どちらを優先させるのですか」と問われれば、「不戦の誓いを貫くために、国民がテロやゲリラ攻撃を受けてもそれを甘受すべきである」といえるのだろうか。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」はどうするのだと気持ちは揺れ動く。さらに第98条に至っては見たことさえない。

著者はいう「民主主義も憲法もそれを日々育てる努力をしなければたちまち息絶えてしまう」ものなのだ。そうであるならば、私たちは一人一人がそのかけがえのない人生を一握りの政治家や官僚にのんびんだらりとまかせせるのではなく、きちんと主人公として生きていく努力をしなければならない。著者はおそらくそのことをさまざまな分野で、大雑把ではあるかもしれないが、わりやすい文章で叱咤激励しているのだ。



さかた・みよし

2か月に1度この連載を書くのに、四苦八苦しています。ピーンとくる本に出会うまで、結構時間がかかって……。でも、1度手にした本は、おもしろくてもおもしろくなくても最後まで読むという習慣が身につけてしまいました。これはいいことなんじゃないかな？

●群馬県立精神医療センター：〒379-2221 群馬県佐波郡東村大字国定 2374